

練馬区立上石神井北小学校 いじめ防止基本方針

平成26年9月末に「いじめ防止対策推進法」が施行された。これを受け、学校でも、いじめ防止基本方針または地域いじめ防止基本方針を参酌し、本学校の実情に応じた基本的な方針を示す。

1 学校としての基本姿勢

○いじめは重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではない。

○いじめはどこでも起こり得る。

との認識に立ち、いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。

*全教職員がこの基本姿勢に立って、日々の学校生活を通して児童を見守る。

2 組織

校内支援委員会（特別支援コーディネーター・養護教諭・学年主任・生活指導主任・管理職）を設置する。また、必要に応じて、担任、スクールカウンセラー、及び心のふれあい相談員を校内支援委員会に招集する。

3 学校の取組

(1) いじめを防止するための取組

- ・全校朝会での校長講話で、人とのかかわりやいじめについて取り上げる。
- ・人とのかかわりについて、道徳はもちろん、朝の会や帰りの会、特別活動の時間で、機会あるごとに取り上げ、子供たちに考えさせるようにする。
- ・あらゆる機会を通して、一人一人の人権を尊重する気持ちを育てていく。
- ・日頃の学校生活を振り返って、困ったことや悩んでいること、今の自分が抱えている課題、よかったこと、うれしかったことなどを振り返らせ、個人の様子、学級の状況を把握する資料として、指導に生かす。

(2) いじめを早期発見するための取組

- ・区の「ふれあい月間」(6月 10月 2月)に、「いじめアンケート」を実施し実態を調査する。
- ・本校独自で作成した「生活アンケート」を定期的実施し、児童に行動の振り返りをする機会を設ける。
- ・心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、学校生活支援員、身近な教員への相談ができるようにその環境を整え、気軽に相談できる体制を整える。
- ・校内支援委員会において、特別支援コーディネーター並びに養護教諭を中心として、担任やスクールカウンセラー、心のふれあい相談員等からの情報をもとに、児童の様子を掌握し、必要に応じて委員会の招集などの対応をする。

(3) 年間計画

時期	内容
4月	組織確認・引き継ぎ事項確認
5月	子供相談週間・生活アンケートの実施

5～7月	5年生児童SC全員面接
6月	いじめアンケートの実施
7月	個人面談（保護者への聞き取り）
10月	子供相談週間・いじめアンケートの実施
11月	いじめ撲滅運動
12月	人権週間・校長講話・個人面談（保護者への聞き取り）
1月	子供相談週間・生活アンケートの実施
2月	いじめアンケートの実施
3月	年度末反省・引き継ぎ事項確認

3 いじめを発見した場合の対応

(1) 対応の手順

- ① 事実確認（該当児童双方への聞き取り等）
- ② 保護者への連絡・周知
- ③ 該当児童双方への指導と、保護者への支援

(2) 校内の対応

- ・校内支援委員会で対応を協議し、学校全体で情報を共有し、児童の様子を注意して見守っていく。
- ・心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、生活支援員等が児童、保護者の相談にのる等支援する。

(3) 関係機関との連携

- ・教育委員会に報告をし、指導助言を受ける。
- ・重大事件においては、教育委員会だけでなく警察等との連携を図る。

4 いじめを受けている児童に対する対応

(1) 学校の生活場面での対応の仕方

- ① 登下校
保護者と相談をし、一人にならないように配慮する。
- ② 登校したら
登校を確認したら、必要に応じて保護者に連絡を入れ、様子を見守る。
- ③ 授業中
担任または学校職員が靴箱まで行き、様子を見守る。
- ④ 休み時間・教室移動、清掃中
 - ・担任または学校職員が児童の様子を見る。
 - ・教室移動に際しては、担任が先導し指定の教室に入るまで付き添う。
 - ・教室清掃は担任が児童の様子を見守り、出張清掃では、教員、学校職員が児童の様子を見守る。

(2) 家庭との連携

- ・定期的に学校での様子を家庭に報告する。

5 その他

(1) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策について

- ① インターネットを通じて行われるいじめに対しては、情報モラル教室を活用し、児童並びに保護者に啓発することによって、未然防止に努める。また、保護者並びに区の担当からの情報をもとに、学校裏サイト等の早期発見に努める。

② インターネットを通じてのいじめが認められた場合には、関係機関と連携し、該当するホームページなどの閲覧の規制や削除を依頼する。

(2) 重大事態が発生した場合について

① 重大事態に速やかに対処し、同種の事態の発生を防止するために、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、調査の結果を適切に児童並びにその保護者に対し必要な情報を提供する。

② 重大事態における加害者並びに加害者と考えられる児童には、教育委員会の指導助言のもと、必要に応じて、懲戒や出席停止などの処置を講じる場合がある。

(3) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しについて

年度末の学校評価において点検・見直しを行うとともに、必要に応じて適宜見直しを行う。